企画競争実施の公示

令和７年１１月７日

国土交通省北海道運輸局交通政策部長　　妹尾　浩志

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

１．業務概要

（１）業務名　　出向運転手を活用した繁忙期の輸送力増強策に関する検証調査業務

（２）業務内容　別紙「仕様書」による。

（３）履行期限　令和８年３月２３日

２．企画競争参加資格要件

（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

（２）令和７・８・９年度の国土交通省競争参加資格（全省統一資格）「役務の提供等」において、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし、地方自治体を除く。）

（３）国土交通省北海道運輸局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（５）労働派遣法（第３章第４節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から５年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）

（６）労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近２年間の保険料の未納がないこと。）

（７）本業務の実施に当たり、当局との連絡調整・打合せ等に適切に対処できること。

３．手続等

（１）担当部署

〒０６０－００４２　北海道札幌市中央区大通西１０丁目　札幌第２合同庁舎７階

国土交通省北海道運輸局交通政策部交通企画課 担当：中野、山崎

ＴＥＬ：０１１－２９０－２７２１

（２）企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和７年１１月２８日　１７時００分まで、（１）に同じ。

持参又は郵送（書留郵便に限る。）又は下記Ｅメールアドレスへ送信すること。

E-mail：hkt-koutsukikaku@gxb.mlit.go.jp

※Ｅメールでの提出の場合は、２０ＭＢ未満の容量。

メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。

また、持参又は郵送での応募の場合、企画提案書は６部提出すること。

（３）説明会の有無、日時及び場所

当該企画提案募集に当たっては、説明会は実施しない。

（４）企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

必要に応じ実施する場合がある。その場合、日時は提案者と調整の上決定し、場所は北海道運輸局で行う。

（５）企画提案書の特定　令和７年１２月上旬頃(予定)

４．その他

（１）関連情報を入手するための照会窓口　３．（１）に同じ。

（２）提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

（３）ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を不正な手段により取得したことが判明し、その認定が取り消された場合には契約を解除することがある。

（４）その他の詳細は説明書による。

出向運転手を活用した繁忙期の輸送力増強策に関する検証調査業務説明書

１　業務概要

（１）業務内容　　別紙「仕様書」による

（２）履行期限　　令和８年３月２３日

２　企画提案書作成

（１）提出書面：日本産業規格Ａ４縦版、横書き及び左綴じを基本とする。

（２）企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。なお、特定後においても企画提案書の記載内容の変更は、原則、認めないこととする。

（３）提出期限までに担当部署に到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。

（４）特定しなかった企画提案書は原則返却するが、返却を希望しない場合は企画提案書にその旨記載すること。

（５）企画提案書は、具体的かつ簡素に示し、「５（１）審査項目と審査基準」と提案内容の関係が明確に判断できるようにすること。また、以下の事項を盛り込むこと。

① 事業全体のスケジュール

② 本事業の実施体制（人員・経験等）

③ 概算見積内訳（各種経費のうち、国外において支出が発生する場合については当該支出分を明確にし、課税、非課税、不課税の別を記載すること）

③ 企業概要書（直近の事業報告書及び定款を添付。ただし、それぞれ１部で可です。）

④ 令和１０年３月３１日まで有効の国土交通省資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

⑤ その他参考資料

３　「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況」の提出

別紙様式①「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況」もしくは別紙様式②「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況（「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第２条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合）」を記載のうえ提出すること。

４　企画提案書の提出期限、場所及び方法

（１）提出期限

令和７年１１月２８日　１７時００分必着

（２）提出場所

〒０６０－００４２　北海道札幌市中央区大通西１０丁目　札幌第２合同庁舎７階

国土交通省北海道運輸局交通政策部交通企画課 担当：中野、山崎

ＴＥＬ：０１１－２９０－２７２１

E-mail：hkt-koutsukikaku@gxb.mlit.go.jp

（３）提出方法

（２）への持参、郵送（書留郵便に限る。）又は上記Ｅメールアドレスへの送信

Ｅメールの場合　：国土交通省北海道運輸局へ１通（２０ＭＢ未満の容量）

メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。

持参及び郵送の場合　：国土交通省北海道運輸局へ６部

５　企画提案書の審査

（１）審査項目と審査基準

① 業務内容の理解度：業務目的、業務内容について十分理解しているか。
提案している内容が、仕様書に記載された業務内容を網羅しているか。

② 提案内容の具体性：事業の構成が具体的なものとなっているか。
積算された見積金額が妥当なものとなっているか。

③ 提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案となっているか。
より一層の効果が期待できる提案となっているか。

④ 業務実施の確実性：業務を安定的に遂行するために適した業務体制（人員等）、
スケジュールとなっているか。

⑤ ワーク・ライフ・バランスを推進する企業関係

ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、次の法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人含む）であるか

ⅰ女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第 24 号）による改正後の女性活躍推進法第１２条に基づく認定

ⅱ女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第９条の認定

ⅲ次世代育成支援対策推進法第１３条の認定

ⅳ青少年の雇用の促進等に関する法律第１２条の認定

ⅴ女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第８条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が１００人以下のものに限る。）

ⅵ次世代育成支援対策推進法第１２条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和７年４月１日以後に策定又は変更した企業（常時雇用する労働者の数が１００人以下のものに限る。）

（２）審査方法

① 北海道運輸局内に設置する企画競争委員会の審査委員が企画提案書ごとに５（１）①から④の各審査項目について１点から１０点までの点数を記入することにより評価を行い、一審査員の合計点数は４０点満点とする。

② ワーク・ライフ・バランス等推進企業については、別表「ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する配点表」による加点を行う。

③ 各審査委員による採点の合計点の平均点が２５点以上で、かつ、「ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する配点表」による加点後の総合計点が最も高い企画提案書を提出した者を契約の相手方として最適な者と特定する。

④ 総合計点が最も高い企画提案書を提出した者が複数ある場合には、委員長の決するところによる。

６　企画提案書に係る質問

（１）受付窓口

４（２）に同じ

（２）質問受付期間及び方法

令和７年１１月７日から令和７年１１月２７日まで間の平日、９時００分から１７時００分まで書面持参、上記メールアドレスへＥメール（２０ＭＢ以内容量）すること。

（３）回答日時及び方法

適宜、電子メール等にて回答する。

（４）質問を受け付けない項目

① 他の応募者からの企画提案書の提出状況に関すること。

② 費用積算に関すること。

７　書類等の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

８　契約書の作成

要

９　支払条件及び概算予算額

（１）支払条件

本業務完了後、北海道運輸局担当職員（検査職員）が業務完了検査を行い、合格後、適法な請求書を受理してから３０日以内に代金の支払いを行う。

（２）概算予算額

２，３００千円（消費税込み）

１０　その他

（１）企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

（２）暴力団排除に関する誓約を承諾の上、提出すること。

（３）提出された企画提案書は、当該提案者に無断で２次的な使用は行わない。

（４）企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

（５）企画提案書が特定された場合には、当局と十分協議を行いながら事業を進めることとするが、採用された企画提案書の内容については、事業実施の際に変更する場合がある。また、協議により当局の指示があった場合にはその指示に従い作業を進めるとともに、当局は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

（６）提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

（７）特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

（８）企画提案書を提出した者のうち、企画提案書を特定しなかった者に対しては、当該企画提案書を特定しなかった旨及び非特定理由を書面により通知する。

（９）本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等をいうものとする。

(10) 提出した「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況」について、認定の取り消しなどによって提出した内容と異なる状況となった場合は速やかに申し出ること。

出向運転手を活用した繁忙期の輸送力増強策に関する検証調査業務　仕様書（案）

１　業務件名

出向運転手を活用した繁忙期の輸送力増強策に関する検証調査業務

２　業務目的

近年、地域公共交通を担う乗合バス事業では、運転手の高齢化や人材確保の困難に加え、観光シーズン等の繁忙期における運転手不足といった状況も顕在化しており、地域住民や観光客の移動手段としての安定的な輸送サービスの提供に支障をきたしている。

そこで、他地域のバス事業者に勤務する運転手の出向を受け入れることにより、輸送力不足の課題への対応策の有効性や運用の課題、改善点について検証することを目的とした調査を実施する。

３　業務内容

（１）　他地域からの出向の活用調査

地域ごとの観光需要の繁閑差を活用し、他地域のバス事業者に勤務する運転手を、繁忙期の期間に限定し、出向で受け入れ、スキーシーズンや春節などで輸送需要が集中する冬季の北海道において公共交通の運転手を確保するための実証実験を行う。

なお、実証実験の期間は１ヶ月以上程度とする。

① 実証実験は、乗合バス事業者への出向を対象とし、冬季に繁忙期を迎え、増便対応を多数行っている事業者を受け入れ先とする。

② 出向運転手が乗務可能な路線等で乗務することとするが、事業者全体として繁忙期対策となるような運用を行うこと。

③ 本事業における費用負担は、実証実験のために出向元から出向先へ派遣される運転手に係る往復交通費、出向先での宿泊費、その他必要経費に限るものとし、当該運転手の人件費については本事業では負担せず、出向元および出向先の事業者間の協議により決定することとする。また、交通費および宿泊費については、国の支給基準に準じて算定するものとする。

（２）　実証実験における効果測定および検証

出向運転手、出向元事業者、出向先事業者など、関係者へのヒアリングを行い、出向運転手が冬季の北海道において乗務可能なバス路線の形態（都市間バス、定期観光バス、スクールバス等）を明らかにさせるとともに、繁忙期対策のための乗務員運用の課題や対応策を検証し、季節波動を要因とするバス需要の拡大による運転手不足対策のモデル確立に向けた調査とすること。

（３）　業務の打合せ

業務の打合せは、適宜開催とする。

４　履行期限

契約締結日から令和８年３月２３日（月）までとする。

５　業務の進め方

本調査を円滑かつ効率的に進めるために、監督職員と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものものとする。

なお、調査の内容について疑義が生じた時は、その都度監督職員と十分協議したうえ、その指示に従うとともに、監督職員は調査期間中、適宜、調査実施状況の報告を求めることができる。

６　成果品等

（１）　成果品

・報告書（A4 版縦 カラー 1 部　平綴じ等により製本されたもの）

・概要書①（Microsoft PowerPoint　A3 版横　カラー　1 ページ）

・概要書②（Microsoft PowerPoint　A4 版横　カラー　5 ページ程度）

・データファイル（報告書、概要書①②の内容　CD-R 等　PDF ファイル不可）

なお、報告書及び概要書に使用する用紙等はグリーン購入法に適合したものとする。

（２）　提出先

北海道運輸局交通政策部交通企画課

７　監督職員

北海道運輸局交通政策部 交通企画課　専門官

８　特記事項

（１）　本調査を履行する上で知り得た情報等については、第三者に開示または漏洩しないこと。

（２）　本調査により作成された成果物等の著作権は国土交通省に帰属するものとする。

別紙様式①

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表

※下記の１～３項目について、該当するものに○を付けること。
※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業者行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。
※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第２条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、別紙様式②の様式を使用すること。

１．女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○プラチナえるぼし認定を取得している。
【　該当する　・　該当しない　】

○えるぼし認定３段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。
【　該当する　・　該当しない　】

○えるぼし認定２段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。
【　該当する　・　該当しない　】

○えるぼし認定１段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。
【　該当する　・　該当しない　】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が 100 人以下である。
【　該当する　・　該当しない　】

２．次世代育成支援対策推進法に基づく認定等

○「プラチナくるみん認定」を取得している
【　該当する　・　該当しない　】

○「くるみん認定」（令和７年４月１日以降の基準）を取得している
【　該当する　・　該当しない　】

○「くるみん認定」（令和４年４月１日～令和７年３月３１日までの基準）を取得している
【　該当する　・　該当しない　】

○「トライくるみん認定」（令和７年４月１日以降の基準）を取得している
【　該当する　・　該当しない　】

○「くるみん認定」(平成２９年４月１日～令和４年３月３１日までの基準)を取得している
【　該当する　・　該当しない　】

○「トライくるみん認定」（令和４年４月１日～令和７年３月３１日までの基準）を取得している
【　該当する　・　該当しない　】

○「くるみん認定」（平成２９年３月３１日までの基準）を取得している
【　該当する　・　該当しない　】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和７年４月１日以後に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が 100 人以下である。
【　該当する　・　該当しない　】

３．若者雇用促進法に基づく認定

○ユースエール認定を取得している。
【　該当する　・　該当しない　】

年　　月　　日

住　　所

商号又は名称（法人番号）

代表者氏名

別紙様式②

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表
（「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第２条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合）

※下記の１～３項目について、該当するものに○を付けること。
※それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

１．女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○プラチナえるぼし認定を取得している。
【　該当する　・　該当しない　】

○えるぼし認定３段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。
【　該当する　・　該当しない　】

○えるぼし認定２段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。
【　該当する　・　該当しない　】

○えるぼし認定１段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。
【　該当する　・　該当しない　】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が 100 人以下である。
【　該当する　・　該当しない　】

２．次世代育成支援対策推進法に基づく認定等

○「プラチナくるみん認定」を取得している
【　該当する　・　該当しない　】

○「くるみん認定」（令和７年４月１日以降の基準）を取得している
【　該当する　・　該当しない　】

○「くるみん認定」（令和４年４月１日～令和７年３月３１日までの基準）を取得している
【　該当する　・　該当しない　】

○「トライくるみん認定」（令和７年４月１日以降の基準）を取得している
【　該当する　・　該当しない　】

○「くるみん認定」(平成２９年４月１日～令和４年３月３１日までの基準)を取得している
【　該当する　・　該当しない　】

○「トライくるみん認定」(令和４年４月１日～令和７年３月３１日までの基準）を取得している
【　該当する　・　該当しない　】

○「くるみん認定」（平成２９年３月３１日までの基準）を取得している
【　該当する　・　該当しない　】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和７年４月１日以後に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が 100 人以下である。
【　該当する　・　該当しない　】

３．若者雇用促進法に基づく認定

○ユースエール認定を取得している。
【　該当する　・　該当しない　】

年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者氏名

別表　「ワーク･ライフ･バランス等推進企業に関する配点表」

ワーク・ライフ・バランス等推進企業に係る配点表

<table>
<tr><th>評価項目</th><th colspan="2">認定等の区分　※１</th><th colspan="2">配点
（単位：％）</th></tr>
<tr><td rowspan="11">ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標</td><td rowspan="5">女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等</td><td>プラチナ
えるぼし ※２</td><td rowspan="11">最大５％
※１</td><td>５</td></tr>
<tr><td>えるぼし
３段階目 ※３</td><td>４</td></tr>
<tr><td>えるぼし
２段階目 ※３</td><td>３</td></tr>
<tr><td>えるぼし
１段階目 ※３</td><td>２</td></tr>
<tr><td>行動計画 ※４</td><td>１</td></tr>
<tr><td rowspan="9">次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等</td><td>プラチナくるみん
※５</td><td>５</td></tr>
<tr><td>くるみん（令和７年４月１日以後の基準）
※６</td><td>４</td></tr>
<tr><td>くるみん（令和４年４月１日～令和７年３月31日までの基準）
※７</td><td>３</td></tr>
<tr><td>トライくるみん（令和７年４月１日以後の基準）
※８</td><td>３</td></tr>
<tr><td>くるみん（平成29年４月１日～令和４年３月31日までの基準）
※９</td><td>３</td></tr>
<tr><td>トライくるみん（令和４年４月１日～令和７年３月31日までの基準）
※10</td><td>３</td></tr>
<tr><td>くるみん（平成29年３月31日までの基準）
※11</td><td>２</td></tr>
<tr><td>行動計画（令和７年４月１日以後の基準）
※4、※12</td><td>１</td></tr>
<tr><td colspan="2">若者雇用促進法に基づく認定
（ユースエール認定企業）</td><td>４</td></tr>
</table>

※１　複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

※２　女性活躍推進法第１２条の規定に基づく認定

※３　女性活躍推進法第９条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※４　常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※５　次世代法第15条の２の規定に基づく認定

※６　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第１号及び第2号に掲げる基準による認定

※７　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号

及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※9及び※11の認定を除く。）

※8　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

※9　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、※11の認定を除く。）

※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

※11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認知

※12 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

令和７年１１月

各　　位

北海道運輸局交通政策部交通企画課

あらゆる契約からの暴力団排除の推進について

この度、国土交通省が行う公共事業等の契約において暴力団排除を徹底するため、別添「暴力団排除に関する誓約事項」及び「暴力団排除に関する特約条項」を定めております。

企画提案書の提出をもって誓約及び同意したものとしますので、記載内容ご確認の上、参加願います。

別添１

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、企画提案書の提出をもって誓約します。

記

１　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

２　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

３　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

４　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

別添２

暴力団排除に関する特約条項

（発注者の解除権）

第１条　発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するな　ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したとき

六　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

七　下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第六号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

八　受注者が、第一号から第六号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第七号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約単価に予定数量を乗じて計算した額の 10 分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。